様式第７

有　価　証　券　明　細　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

（単位　円）

株式	銘　　柄	株　　式　　数	貸借対照表計上額	摘　　要
	計			
債券	銘　　柄	券　面　総　額	貸借対照表計上額	摘　　要
	計			
その他	種類及び銘柄	投　資　口　数　等	貸借対照表計上額	摘　　要
	計			

（記載上の注意）

１　投資有価証券及び流動資産に属する有価証券で貸借対照表上に計上されているもの（事業者の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。）について記載すること。

２　流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区別し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する社債券その他の債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。以下同じ。）及びその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。）に区分して記載すること。

３　「その他」の欄には、有価証券の種類（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第１項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

４　貸借対照表計上額については、その算定を基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、貸借対照表に注記されている場合は、その記載を省略することができる。

５　種類又は銘柄ごとの有価証券の貸借対照表計上額が、事業者の資本金額（株主資本の合計額が、資本金額に満たない場合にはその合計額。以下この号において同じ。）の100分の１以下である場合には、当該合計額を「その他」として一括してそれぞれの銘柄又は種類及び銘柄欄に記載することができる。ただし、株式のうち投資有価証券に属するものについては、資本金額の100分の１を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄（貸借対照表計上額が僅少である銘柄を除く。）について記載すること。

６　「その他」として一括して記載した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、「その他」として一括して記載した債券については、社債、国債、地方債等に大別した銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、「その他」として一括して記載したその他のものについては、証券投資信託の受託証券、出資証券等に大別した銘柄の総数及び貸借対照表計上額を当該銘柄に記載すること。

７　社債の銘柄は、「何会社物情担保付債券」並びに国債及び地方債の銘柄は、「何分利付何債」のように記載すること。なお、新株予約権付社債については、その旨を付記すること。

８　「株式」、「債券」及び「その他」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

９　有価証券の金額が資産の総額の100分の１以下である場合には、本明細表の作成を省略することができる。

10　用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４番とすること。